

# 社会保障審議会児童部会専門委員会について

# 社会保障審議会児童部会について

## 【趣旨】

子どもや家庭を取り巻く社会環境の急速な変化に対応し、次代を担う子どもが健やかに育成される社会を構築するため、今後の児童に関わる施策等の推進に資する基礎的で広汎な検討を行うもの。

## 児童部会

保育専門委員会

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会

認定こども園保育専門委員会

**社会的養護専門委員会**

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会

児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

国立児童自立支援施設処理支援専門委員会

**放課後児童クラブの基準に関する専門委員会**

遊びのプログラム等に関する専門委員会

児童売春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会

小児慢性特定疾患児への支援施策の在り方に関する専門委員会

など

# 社会保障審議会児童部会「社会的養育専門委員会」について

- 本部会に設置された「社会的養護専門委員会」について、平成28年児童福祉法改正において明確化された同法の理念等を実現していくため、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育施策を検討する専門委員会として改めて位置付けることとし、その名称を「社会的養育専門委員会」とする。

## 見直し後の設置要綱（案）

社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会  
の設置について（案）

### 1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について 検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課において処理する。

### 3. 主な検討課題

- (1) 新たな社会的養育の在り方について
- (2) 子ども家庭相談支援体制について
- (3) 里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて
- (4) 施設に求められる役割・機能について
- (5) 社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について
- (6) 自立支援について
- (7) 子どもの権利擁護について
- (8) 社会的養育の計画的な推進について
- (9) その他

## 現在の設置要綱

社会保障審議会児童部会 社会的養護専門委員会  
の設置について

### 1. 設置の趣旨

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等による子どもの抱える背景の多様化・複雑化を踏まえ、児童の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「社会的養護専門委員会」を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会には委員長代理を置く。委員長代理は、委員長の指名とする。
- (4) 社会的養護の拡充にあたり、必要に応じて、専門委員の中から委員長が指名する者で構成されるワーキンググループを設置することができる。
- (5) 専門委員会の庶務は、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課において処理する。

### 3. 主な検討課題

- (1) 子どもの状態に応じた支援体制の見直しについて
- (2) 社会的養護に関する関係機関等の機能強化及び地域ネットワークの確立について
- (3) 子どもの自立支援策の拡充について
- (4) 人材確保のための仕組みの拡充について
- (5) 子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策について
- (6) 社会的養護体制の計画的な整備について
- (7) その他

# 社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会」について

○本部会に設置された「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」について、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応が課題となっていることを踏まえ、放課後児童対策のあり方を含め、今後の放課後児童対策について検討する専門委員会として改めて位置付けることとし、その名称を「放課後児童対策に関する専門委員会」とする。

## 見直し後の設置要綱（案）

社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会 の設置について（案）

### 1. 設置の趣旨

放課後児童クラブについては、女性就業率の上昇に伴い利用児童数が増加の一途にある中、量の拡充に加え、質の確保などのニーズへの対応等が課題となっている。こうした状況を踏まえ、今後の放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童対策に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省 子ども家庭局子育て支援課 において処理する。

### 3. 主な検討課題

- (1) 放課後児童対策について
- (2) その他

## 現在の設置要綱

社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会 の設置について

### 1. 設置の趣旨

24年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、基準の内容等について検討するため、社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙参照のこと。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局育成環境課 において処理する。

### 3. 主な検討課題

- (1) 放課後児童クラブの基準について
- (2) その他